

長期優良住宅法が改正されました(令和4年10月1日施行)

令和4年10月1日に改正長期優良住宅法が施行され、「建築行為を伴わない既存住宅」でも長期優良住宅の認定を取得できるようになりました。また、認定基準が一部変更されました。

それに伴い下記のとおり、令和4年10月1日より千葉市での申請手数料等が変わりました。

1. 既存住宅の申請手数料を新設しました

既存住宅の申請区分の追加に伴い、新たに手数料を新設しました。
その他の手数料額につきましては、お問い合わせください。

既存住宅（一戸建ての住宅）の場合

確認書等※添付の場合

認定申請手数料（法第5条第6項）	12,000円
変更認定手数料（法第8条第1項）	6,000円

※確認書等：登録住宅性能評価機関が交付する「住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書」若しくは住宅性能評価書又はこれらの写し

2. 認定基準が一部変更となりました

長期優良住宅の認定基準の見直しにより耐震性、省エネルギー性、住戸面積の基準が変更されました。

耐震性 (階数2以下、木造等で壁量計算による場合)	耐震等級（倒壊等防止）等級2 または 等級3 ↓ <u>耐震等級（倒壊等防止）等級3</u>
省エネルギー性	断熱等性能等級 等級4 ↓ 断熱等性能等級 <u>等級5</u> かつ 一次エネルギー消費量 <u>等級6</u>
住戸面積	共同住宅等 55㎡以上 ↓ 共同住宅等 <u>40㎡以上</u>

※旧基準が適用された確認書等を添付して千葉市に申請を行う場合、経過措置として法施行後の申請でも認定することができます。（令和5年4月1日以降の申請では新基準のみとなります）

その他認定申請書など、各種申請様式が改正によって変更されております。千葉市ホームページにも改正後の新様式を載せておりますのでご確認ください。

【お問い合わせ先】千葉市都市局建築部建築指導課認定班

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所本庁舎低層棟4階

TEL：043-245-5856 mail：shido.URC@city.chiba.lg.jp

HP：

[千葉市 長期](#)

